

浦安市みどりを育てる条例の 一部改正（素案）

～市民の皆様のご意見をお寄せください～

意見募集期間

令和7年1月15日（水）～2月17日（月）

浦安市都市整備部 みどり公園課

意見募集概要

1. 件名

浦安市みどりを育てる条例の一部改正（素案）

2. 概要

本市は、まちを開発していく「発展期」から、まちを維持・更新していく「成熟期」へ移行を迎えており、それに伴い少子高齢化が進展し、今後、地域課題が多様化していくことが見込まれています。

このような社会情勢の変化を踏まえ、みどりを地域の資源と捉え、効果的な配置と機能の向上を図り、みどりを活かしたまちづくりを進めるため、改正を行うものです。

今回、この素案についてお知らせし、皆さんから意見などを伺います。

これは、市民参加推進条例に基づく市民意見提出手続です。

3. 資料

- ・浦安市みどりを育てる条例の一部改正（素案）概要
- ・浦安市みどりを育てる条例の一部改正（素案）新旧対照表
- ・浦安市みどりを育てる条例の一部改正（素案）条例全文

4. 担当課

浦安市都市整備部みどり公園課

5. 募集期間

令和7年1月15日（水曜日）～2月17日（月曜日）

6. 資料の閲覧

市ホームページ、市公式YouTube、情報公開室（市役所10階）、みどり公園課（市役所6階）、各駅前行政サービスセンター、中央図書館、各分館でご覧になれます。

7. 提出方法

2月17日（消印有効）までに、以下の方法により提出。

①直接提出 書面にまとめたものをみどり公園課へ

②郵便

ハガキまたは封書で、〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市役所みどり公園課へ

③FAX・Eメール

タイトルを「浦安市みどりを育てる条例の一部改正（素案）」とし、

FAX 047-352-7996、メール kouen@city.urayasu.lg.jpへ

※ 匿名の意見は受け付けませんので、必ず氏名と住所（団体の場合は、団体の所在地・名称・代表者氏名）を記入してください。

また、提出された意見などに個別の回答は行いません。検討を終えたときは、意見などの内容と意見に対する市の考えをホームページなどで公表します